

境港スイミングスクール会員規約

(名称)

第1条 本スクールは、境港スイミングスクールと称する。

(位置)

第2条 本スクールは、特定非営利活動法人境港スイミングスクールが管理・運営し、主たる事務所を鳥取県境港市中野町 2035 番地 境港市民温水プール内に置く。

(目的)

第3条 本スクールは、地域住民に対して、水泳及び水泳競技の普及、技能向上、生涯スポーツを推進し健全な心身の保持増進をサポートする水泳事業を行い、健全な青少年の育成、活気あふれる健康な地域創造に寄与することを目的とする。

(指導内容)

第4条 本スクールは、各クラスに応じた指導カリキュラムを作成し、指導内容を決定する。

(入会資格)

第5条 本スクールに入会できる者は、各クラス別に定められた資格に該当し、当法人の趣旨に賛同した者とする。ただし、疾病に伴う症状や感染のおそれにより医師から水泳を禁止または制限をされている者、暴力団関係者及びそれに準ずる反社会的勢力関係者である場合は入会できないものとする。

(入会手続き)

第6条 入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、場合によっては、健康調査票、医師の診断書を添えて申し込むこととする。

(入会金)

第7条 入会金は本スクールが別途定めた金額とする。一旦納入された入会金は理由の如何にかかわらず返金しない。また、本スクールの会員資格を失うまで有効とする。

(月会費)

第8条 月会費は以下のとおりとする。

1. 月会費は本スクールが別途定めた金額とし、毎月1日（金融機関休業日の場合は後営業日）に会員が指定した金融機関口座より引き落としとする。一旦納入された会費は原則返金しない。ただし、長期休校など特別な事情がある場合は、特別措置として返金する場合がある。
2. 残高不足等で会費が引き落としできなかった場合は、該当月の15日までにスクール受付又は本スクールが指定する口座に振り込むものとする。

(会費の滞納)

第9条 正当な理由なく月会費を2ヶ月間未納の者は、会員として指導を受ける資格を停止し、同時に会員としての資格を失う。ただし、事前に納入遅滞の承諾を得たときはこの限りではない。

(諸規則の遵守)

第10条 会員は本スクールの利用に際し、本規約並びに別に定める規則等に従うものとし、会員のモラルとして下記の事項を厳守すること。

1. 場内では、コーチ及び管理者の指示に従い、規則を守ること。
2. 秩序を守り、当法人の目的に添うよう努力すること。
3. チームワークを守り、人に迷惑をかけること。

(会員資格の失効)

第11条 会員が下記の事項に該当する場合は、本スクールの会員としての資格を失う。

1. 本規約に違反したとき。
2. 無届により会費等を2ヶ月以上滞納したとき。
3. その他本スクールの会員として不適当と認められるとき。

(休校)

第12条 本スクールの休校日は原則として境港市民温水プールの休館日及び年間スケジュール表において別途定める日とする。また、施設整備等やむを得ない事由により休校する場合がある。その場合は振替授業を行うが会費の返金は原則として行わない。

尚、台風、大雪等の悪天候に伴う警報が発令された場合や地震等災害時、感染症等の疾病発生時において休校する場合がある。これらの場合には、原則として振替授業は行わない。また、会費の返金も原則行わないものとする。

(クラス変更)

第13条 クラス変更希望者は、変更希望月の前月20日までに所定の手続きを済ませなければならぬ。また、クラス変更は1ヶ月単位で変更することとする。

(休会)

第14条 1ヵ月単位で教室を休むことを休会という。休会希望月の前月20日までに所定の手続きを済ませることにて籍を確保できる。

(退会)

第15条 退会希望者は、当月20日までに退会手続きを完了することとする。

(傷害事故の責任)

第16条 会員が境港市民温水プール内において、練習及び試合中に身体上の傷害を受けたときには、その会員がコーチの指示に従っていたと認められる場合に限り、本スクール加入の賠償保険の受給範囲内で補償し、それ以上の責任は負わないものとする。

(管理責任)

第17条 本スクールは、通校途上の事故及び施設内で生じた金品の紛失・盗難等に関する責を負わないものとする。

(諸料金の改定)

第18条 本スクールは、入会金・月会費等を経済情勢等に応じて改定することができる。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は特定非営利活動法人境港スイミングスクールが別に定める。

(発効)

第20条 本規約は昭和63年1月7日より発効する。

平成10年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和5年1月23日一部改正